

建築士資格に係る実務経験の対象実務の例示リスト

（令和2年3月1日以降の実務）

【令和元年 11 月 1 日時点】

＜対象実務の考え方＞

設計図書・施工図等の図書と密接に関わりをもちつつ、建築物全体を取りまとめる、建築関係法規の整合を確認する又は建築物を調査・評価するような業務

対象実務の例示	対象:○ 対象外:×
①建築物の設計に関する実務	
* 建築物の設計に関する業務	○
* 基本計画策定に係る業務のうち、建築士事務所で行われる建築物の設計に関する図書の作成に係る業務（地方公共団体等の営繕業務及び建築士事務所から外注された先での業務も含む。図書を作成するために必要となる直接的な業務を含む。対象建築物の完成は問わない。） ・ 設計と条件の整理 ・ 事業計画検討 など	○
* 建築士事務所で行われる標準的な設計を行う業務（地方公共団体等の営繕業務及び建築士事務所から外注された先での業務も含む。単なるトレースである業務は除く。） ・ 事務所内部で使用する標準仕様の作成 ・ 構造計算プログラムの開発（単なるプログラミングを除く。） ・ BIM 部品の作成 など	○
* 建築物の特定の部分・機能に係る設計（設備機器単体の設計を除く。） ・ 空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備 ・ 防災設備全体 ・ 昇降機全体 など	○
* 収納壁、システムキッチン、家具、畳に類する設計	×
* 型式適合認定のうち、建築物の構造上の技術的基準に適合することの認定を受けるための業務（建築物の構造設計に準じるもの）	○
* 建築積算関連業務（単なる計算業務を除く。）	○
* 施工段階における建築物の詳細図の作成（オペレーターを除く。）	○
* 解体工事の設計	○
* プラント関係（建築物に係る業務に限る。）の設計	○
* 石油プラント等において、化学工学による知識等のみの知識で設計される装置部分の設計	×
* 公園等の設計、公園等の遊戯器具の設計	×
②建築物の工事監理に関する実務 【工事監理者の立場の実務】	
* 建築物の工事監理に関する業務	○
③建築工事の指導監督に関する実務	
* 建築工事の指導監督に関する業務	○
* 法令に基づく法人による建築工事の指導監督に関する業務（単なる記録の作成に関するものを除く。） ・ 住宅性能表示制度における性能評価業務（検査業務を含む。） ・ 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務 ・ 建築物のエネルギー消費性能に関する評価業務 ・ 独立行政法人住宅金融支援機構の適合証明業務 ・ 住宅瑕疵担保責任保険に係る現場検査業務	○
* コンクリート構造物の非破壊検査	×

④建築士事務所の業務として行う建築物に関する調査又は評価に関する実務	
* 建築士事務所の業務として行う建築物に関する調査又は評価に関する業務(地方公共団体等の営繕業務及び建築士事務所から外注された先での業務も含む。) ・ 既存建築物の調査・検査 ・ 調査結果を踏まえた劣化状況等の評価 ・ 建築基準法第12条第1項に規定する定期調査・報告 など	○
* 建築物の耐震診断(建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第1項の規定する耐震診断をいう。)に関する業務	○
* 既存建築物のコンクリート強度の検査・調査に関する業務	×
⑤工事の施工の技術上の管理に関する実務 【工事施工者の立場の実務】	
* 建設業法別表第一に掲げる建築一式工事、大工工事の施工管理	○
* 建設業法別表第一に掲げる次の工事(建築物に係るものに限る。)の施工管理	
・ とび・土工・コンクリート工事(鉄骨組立工事、プレキャストコンクリートの柱・梁等の設置工事に限る。)	○
・ タイル・れんが・ブロック工事	○
・ 鋼構造物工事(鉄骨工事に限る。)	○
・ 鉄筋工事	○
・ 内装仕上工事(建築物の改修に係るものに限る。)	○
・ 建具工事(カーテンウォール工事に限る。)	○
・ 解体工事(建築基準法第6条第1項第4号に規定する建築物以外のものに限る。)	○
・ 左官工事、石工事、屋根工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、熱絶縁工事	×
* 建築基準法第2条第3号に規定する建築設備の設置工事の施工管理	○
* 基礎関係(地盤調査、各種地業)の施工管理	×
⑥建築基準法第18条の3第1項に規定する確認審査等に関する実務 【建築主事又は指定確認検査機関の立場の実務】	
* 建築基準法第18条の3第1項に規定する確認審査等に関する業務	○
⑦消防長又は消防署長が建築基準法第93条第1項の規定によって同意を求められた場合に行う審査に関する実務	
* 消防長又は消防署長が建築基準法第93条第1項の規定によって同意を求められた場合に行う審査に関する業務	○
⑧建築行政に関する実務	
* 建築行政(国の職員としての職務に係るものを除く。)	
・ 建築基準法等に係る個々の建築物の審査・検査・指導・解釈・運用等に係る業務 ・ 建築関係規定に係る運用・解釈に係る相談及び指導 ・ 違反通報対応及び違反建築物に係る調査及び指導、監察業務 ・ 仮使用認定、仮設建築物の審査業務 など	○
・ 法律に基づき行う認定・審査・判定を行う業務 ・ 長期優良住宅の認定 ・ 耐震改修促進計画の認定 ・ 建築物移動等円滑化誘導基準適合の認定 ・ 省エネルギー措置の届出審査 ・ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 など	○
・ 建築物に係る技術的基準の策定業務(地方公共団体及び独立行政法人等の公的主体が策定するものに限る。) ・ 建築関係法令に基づく基準 ・ 独立行政法人住宅金融支援機構の技術的基準 ・ 条例による追加的な技術的基準(バリアフリーなど) ・ 地区計画(建築物の形態を規制するもの) など	○

⑨住宅行政に関する実務	
* 住宅行政(建築物に直接関係する業務に限る。国の職員としての職務に係るものを除く。) ・ 建築物の性能向上等を図る補助金の審査等の業務 ・ 特定空家等の調査 など	○
⑩都市計画行政に関する実務	
* 都市計画行政(具体的な建築物の整備等に係る業務に限る。国の職員としての職務に係るものを除く。都市計画コンサルタントが行う業務を含む。) ・ 市街地再開発事業 ・ 土地区画整理事業(建築物の補償業務) ・ 特定街区、高度利用地区 など	○
⑪建築教育に関する実務	
* 建築士試験に係る全科目を担当可能(所属長が該当性を証明)でありかつ設計製図を担当する建築教育の教員の業務	○
⑫建築物に係る研究開発に関する実務	
* 建築物に係る研究(査読を経て学会誌に掲載等されるなど、第三者による一定の審査を経て公表等されるものに限る。)	○
⑬大学院の課程におけるインターンシップ	
* 大学院の課程(建築に関するものに限る。)において、建築物の設計又は工事監理に係る実践的な能力を培うことを目的として建築士事務所等で行う実務実習(インターンシップ)及びインターンシップに関連して必要となる科目の単位を所定の単位数(30単位以上又は15単位以上)修得した場合に実務の経験とみなされる2年又は1年の実務	○
⑭その他	
* 建築士事務所で行われる既存建築物の利活用検討・維持保全計画策定の業務(地方公共団体等の営繕業務及び建築士事務所から外注された先での業務も含む。建築物に直接関係する業務に限る。)	○
* 建築士法第21条に規定する建築工事契約に関する事務及び建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続きの代理等の業務	×
* 営業関連業務(建築に関するセールスエンジニア)	×
* 建築に関する知識を必要とする図書、雑誌の編集等	×

(注) 対象となる実務経験には、単なる写図工若しくは労務者としての経験又は単なる庶務、会計その他これらに類する事務に関する経験を含まないものとする。